27	28 29 30 31 32	33 34 35 36 37
	北海道総合計	画(H28~37)
		特定分野別計画(H29~)
		 比対策推進条例(H16. 10制定)》
	実施計画◆	
	北の大地☆子ども未来づくり	北海道計画
	第三期	第四期
	《次世代育成支援対策推	
	都道府県行動計画(前期5年)	都道府県行動計画(後期5年)
	母子保健計画	
	第一期(H27~31)	第二期(H32~36)
	《子ども・子育て支援》	±\/
	第一期(H27~31)	第二期(H32~36)
	《母子及び父子並びに寡婦	. 短か: 注》
	自立促進計画	ПВТЕДА//
	第3次(H27~31)	第4次(H32~36)
	都道府県推進計画(家庭	5万菱=锥)
	前期計画(H27~31)	後期計画(H32~36)
	*	■ <u>見直し</u> 『道府県社会的養育推進計画
	日	前期計画(H32~36)
	《子どもの貧困対策の推進に 数第の周子により発出する	
	都道府県子どもの貧困対	^{表計画}
	北海道子どもの貧困対策	推進計画
	第一期(H27~31)	第二期(H32~36)

《条例に基づく基本的施策》

- ①社会全体による取組の促進(少子化対策の意義、目的等の理解の促進、相互連携の体制整備等)
- ②子どもの権利及び利益の尊重(子どもの権利尊重の普及啓発、子どもの意見等の社会反映等)
- ③地域における子育て支援体制等の充実(相談体制、地域活動等子育て支援体制の充実、ひとり親、養育に 恵まれない子ども、障がいのある子どもなどへの支援体制の整備等)
- ④保育サービス等の充実(多様な保育サービス、地域の相互援助活動、放課後児童健全育成事業の充実等、 保育所と幼稚園の連携、保育士等の資質向上の促進等)
- ⑤雇用環境等の整備(育児休業制度等各種制度の普及、家庭との均衡のとれた働き方の普及、若年者の就業 支援等)
- ⑥母子保健医療体制等の充実(母子保健医療サービス、周産期医療の提供体制の整備等)
- ⑦児童健全育成等の促進(児童館の活動促進、文化環境の整備、食育の推進、性や喫煙等の正しい知識の 普及)
- ⑧児童虐待防止対策の充実(未然防止、早期発見、被虐待児童の保護・支援体制の整備等)
- ⑨教育環境の整備(次代の親づくり、家庭教育支援、いじめや不登校への対応等)
- ⑩生活環境の整備(子育て家庭に配慮した住環境の整備、安全・安心なまちづくり等)
- ①経済的負担の軽減(乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置等)